

神戸市相談支援事業所人材確保支援費補助金

【募集要項（令和3年度）】

本事業の目的

相談支援事業者の立ち上げ及び体制強化により神戸市内の相談支援体制の拡充を図るため、新たに相談支援専門員を雇用・配置した相談支援事業者に対し助成を行う。

申請方法

申請受付時期を変更しました。年2回から通年受付になりました。

申請書類は、神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当までメールでご提出ください。

申請にあたり、「補助があたるかどうかわからない」「制度がよくわからない」等のご相談がありました

ら、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

問い合わせ・応募窓口

神戸市福祉局障害者支援課 相談支援・虐待対策担当

〒650-0031 神戸市中央区東町113番地1大神ビル7階

電話：078-322-6332（平日 9:00～12:00 13:00～17:00）

FAX：078-322-6065

メールアドレス：soudan_gyakutai@office.city.kobe.lg.jp

1. 補助対象

相談支援専門員を新たに雇用又は配置した神戸市内の指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者

※神戸市直営の事業所、神戸市からの相談支援委託事業併設事業所（障害者相談支援センター）は除く。

2. 補助金額及び要件

	指定特定相談支援事業者	指定障害児相談支援事業者
補助金額	相談支援専門員 1 名の人件費× 1 / 2 (ただし、上限 2 0 0 万円/年)	相談支援専門員 1 名の人件費× 1 / 2 (ただし、上限 3 0 0 万円/年)
要件 1 相談支援専門員 及び利用者への サービス提供に ついて	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 4 月 1 日以降に常勤かつ専従（管理者との兼務は不可）の相談支援専門員を雇用又は配置 ※同一敷地内にある指定一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所を兼務している場合は、兼務可。 区福祉事務所や障害者相談支援センターから新規利用者の依頼があれば、補助対象となる相談支援専門員数 1 名につき補助対象期間（2 年間）で 4 5 人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 4 月 1 日以降に常勤かつ専従（管理者との兼務は不可）の相談支援専門員を雇用又は配置 ※同一敷地内にある指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所を兼務している場合は、兼務可。 区福祉事務所や障害者相談支援センターから新規利用者の依頼があれば、補助対象となる相談支援専門員数 1 名につき補助対象期間（2 年間）で 4 5 人（神戸市が支給決定した利用者に限る）を目安とし、指定障害児相談支援を提供すること
要件 2 相談支援事業所 としての取組	<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること 区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加 神戸市における災害時要援護者支援の取り組みを実施（サービス等利用計画への災害情報記載等） 神戸市からの依頼があれば、事業所として法定研修において演習講師を務めること 	

3. 補助対象経費

	補助対象経費	補助対象とならない経費
新たに雇用・配置した 相談支援専門員の 人件費	給与、各種手当、賞与、社会保険料や労働保険料の企業負担分である法定福利費、通勤手当、住居手当など	退職一時金、退職一時金引当金、慶弔金や社員旅行費などの福利厚生費

4. 補助対象期間

補助対象となる相談支援専門員を雇用・配置した月から2年間とする

5. 申請後の手続きの流れ概要

(1) 申請時期

通年受付（ただし、年度を超えると申請できませんのでご注意ください）※Q & AのQ2を確認してください

毎月10月までに申請いただければ、翌月下旬に支給決定通知を送付します。お支払いは11月、5月の年2回です。

(2) 実績報告及びお支払いの流れ

① 9月10日までに申請いただいた場合

神戸市	事業者
② 確定（上半期）通知 11月上旬	① 実績報告（上半期）提出期限 10月29日
④ 支払（上半期） 11月下旬	③ 請求書（上半期）提出期限 11月上旬
⑥ 確定（下半期）通知 4月下旬	⑤ 実績報告（下半期）提出期限 4月中旬
⑧ 支払（下半期分） 5月初旬	⑦ 請求書（下半期）提出期限 4月下旬

② ①より後に申請いただいた場合

神戸市	事業者
② 確定（上半期・下半期）通知 4月下旬	① 実績報告（上半期・下半期）提出期限 4月中旬
④ 支払（上半期・下半期分） 5月初旬	③ 請求書（上半期・下半期）提出期限 4月下旬

6. 申請に必要な書類

- ・人材確保支援費交付申請書（様式第1号）
 - ・要件確認シート 兼 誓約書（様式第1号別紙）
 - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（参考様式1）
 - ※補助対象となる相談支援専門員を雇用・配置した月以降のものすべて
 - ・補助対象となる相談支援専門員の相談支援専門員経歴書（参考様式3）
 - ・補助対象となる相談支援専門員の実務経験証明書（参考様式5）
 - ・相談支援事業実施計画書（様式第2号）
 - ・運営規定の写し
 - ・補助対象となる相談支援専門員の初任者研修修了証の写し
 - ・財産目録（新設の法人で財産目録がない場合は、資産状況のわかる書類の写し）
 - ・その他神戸市長が必要と認める書類
- ※神戸市に提出済みのもの